

道路掘削復旧工事施行基準

町田市道路部道路管理課

町田市道路掘削復旧工事施行基準

施行 2010年 4月 1日
改正 2023年10月 1日
改正 2023年12月 1日

町田市道路占用規則(昭和58年9月30日町田市規則第34号)第18条の規定に基づき、町田市道路掘削復旧工事施行基準を次のとおり定める。

1 総則

- (1) この基準は、道路の占用に伴い道路を掘削し、復旧する場合の基準を定め、もって道路の構造の保全を図ることを目的とする。
- (2) 適用範囲は、町田市道路部の管理する道路及び道路法の適用を受けない町田市道路部所管用地（道路整備課所管用地を除く）とする。
- (3) 舗装の分類は、高級舗装（55型以上）、中級舗装（55型未満40型以上）、簡易舗装（40型未満）及び砂利・碎石道、歩道舗装とする。

2 掘削工事

(1) 掘削の制限

町田市道路占用規則（以下、「規則」という。）第5条に定める許可しない期間は以下のとおりとする。

- ア 高級舗装 5年
- イ 中級舗装、簡易舗装 3年

(2) 掘削幅の規制

掘削幅は、必要最小限の幅（安全に作業を行うことができ、かつ、埋戻し及び舗装復旧に支障にならない幅をいう。以下同じ。）とし、インターロッキング等の舗装の場合は、一枚を単位として、必要最小限の幅とする。

(3) 掘削工事施行方法

- ア 占用者は、道路占用許可申請書に添付した図書のとおり、工事を施行するものとする。
- イ 一度に舗装の取壊し工事を行える範囲は、1日以内に仮復旧が完了でき交通開放が可能な範囲とする。また、交通開放する際は、路盤開放してはならない。
- ウ 舗装の取壊しはブレーカー又はノミの類を使用し、粗雑にならないように行うものとする。

3 復旧工事

(1) 復旧工事施行者

占用に伴う掘削跡の復旧工事は、占用者が行うものとする。

(2) 復旧工事の時期

復旧工事は、占用物件の埋設が完了し仮復旧を施行した後、概ね一週間程度の期間を置いて本復旧工事を施行するものとする。ただし、交通量が多いなどの特段の事情がある場合など道路管理者が認めたときは即時復旧するものとする。

(3) 復旧工事施行方法

ア 復旧範囲

- (ア) 原則として、復旧幅は、たわみ性舗装（※１）（高級舗装、中級舗装及び簡易舗装）については舗装厚（路盤を含む）の１．０倍、半たわみ性舗装（※２）（高級舗装）については、舗装厚の１．４倍を掘削幅からの影響範囲とし、これを縦断方向の復旧範囲の基準とする。詳細は別図参照。

（※１）たわみ性舗装

表層、基層及び路盤から成り、表層にアスファルト・コンクリートを使用し、基層にはアスファルト処理を施したもの

（※２）半たわみ性舗装

表層及び路盤から成り、表層にセメント・コンクリートを使用したもの

- (イ) 掘削箇所の道路復旧は、掘削工事施行前の状況に復する範囲を対象とするものであるが、掘削により舗装体が切断され、路面荷重に耐えられないことにより、舗装破壊の原因になると道路管理者が認めた場合、あるいはその工事に起因して道路及びその構造物に影響があると道路管理者が認めた場合には、道路管理者の指示する範囲及び舗装の種類で復旧するものとする。
- (ウ) 横断方向の復旧範囲については、全幅あるいは半幅を基準とし、道路管理者の指示によるものとする。
- (エ) 復旧範囲について道路管理者が立会いにて決定すると指示した場合、道路占有者は、占有物件埋設後直ちに道路管理者に連絡し、立会いにより復旧範囲の指示を受けなければならない。

イ 既設舗装の取り壊し

復旧工事における既設舗装の取り壊しは、路面に直角にダイヤモンドカッター等を使用し、粗雑にならないように施行するものとする。

ウ 埋戻しの方法

- (ア) 埋戻しは、ランマー等の締固め機械を使用し、一層の仕上がり厚を原則として０．３メートル以下（路床部にあつては０．２メートル）とし、各層ごとに十分な締固めを行うものとする。
- (イ) 占有物件の周囲とその上端０．１メートルまでは、占有物件の保護等を考慮し、突き棒や電動式締固め機械等を併用して十分な締固めを行うものとする。

エ 埋戻しの材料及び使用部分

- (ア) 埋戻し材料は、埋戻し位置によってしゃ断層用砂、埋戻し用砂、改良土（第一種改良土及び第二種改良土をいう。以下同じ。）を使用するものとする。
ただし、道路管理者が認めた場合については粒状改良土又は流動化処理土を使用できるものとする。

(イ) 埋戻しの材料使用部分

- i) 車道部及び歩道部の路床面から占有物件の上端０．１メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂、埋戻し用砂、又は改良土のいずれかを使用するものとする。
- ii) 車道部及び歩道部の占有物件の周囲とその上端０．１メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂又は第二種改良土のいずれかを使用するものとする。ただし、埋設管が多数埋設されている箇所若しくは防護工の下に当

たる部分で締固めが困難な箇所、又は地下水位が高く、ポンプで揚水しても締固めが十分にできない箇所においては、しゃ断層用砂を使用するものとする。

(ウ) 砂利・碎石道の埋戻し材料

砂利・碎石道については路面より0.1メートルまでの部分での再生材料の使用は認めない。

オ 舗装工

(ア) 舗装構造は、原則施行前と同一の構造で復旧するものとし、施行については「東京都土木工事標準仕様書」によるものとする。ただし、歩道舗装については、引込み管等の小規模掘削に係る箇所及びインターロッキングブロック舗装等を除き透水性舗装で復旧するものとする。なお、施行前の舗装構造が「土木工事標準構造図集（町田市）」によらない場合等の特殊事情がある場合は別途道路管理者と協議するものとする。

(イ) 道路管理者が認めた場合以外は路盤先行工法で行うものとする。

カ 舗装材料

復旧工事に使用する材料規格は、東京都建設局の土木材料仕様書による。

キ 舗装の打ち換え

本復旧範囲の舗装については、原則打ち換えするものとする。ただし、路面のひび割れや破損等の路面状況を鑑みて道路管理者が認めたものについては切削オーバーレイ工法も可能とする。

4 施行管理

- (1) 占有者は、占有工事等の実施に際し、現場に工事責任者を配置して工事の内容を管理するものとする。
- (2) 占有者は、「東京都土木工事標準仕様書」並びに「土木工事施工管理基準（東京都建設局）」に基づき施行及び管理を行うこととし、同基準記載の提出書類を作成、保管し、道路管理者がその提出を求めたときは、遅延なくこれに従わなければならないものとする。
- (3) 占有者の責任において、既設構造物、占有物、隣地の高さ、排水状況について、事前に調査及び調整を行わなければならないものとする。

5 埋戻し復旧跡及び舗装完了の検査

占有者は、舗装完了後、竣工届を道路管理者に提出し、復旧工事について次の検査を受け、合格しなければならないものとする。

(1) 埋戻し復旧跡の検査

都市計画道路及び路線バスが運行する路線等主要な路線で、道路管理者が必要と認めた工事については、施行管理記録簿等の提出資料によって埋戻し復旧の検査を受けるものとし、その判定値が次の合格判定値を満たしたときに合格とする。その他の工事については、道路管理者の指示により、写真等による検査とすることができる。

ア 合格判定値

(ア) しゃ断層用砂及び埋戻し用砂

土研式円錐貫入試験・・・0. 1メートルの貫入に要する打撃回数が16回以上

(イ) 改良土

締固め度・・・・・・・・・・90パーセント以上

イ 試験方法

別途指示するものとする。

(2) 舗装完了の検査

都市計画道路及び路線バスが運行する路線等主要な路線で、道路管理者が必要と認めた工事については、表層材料、路盤材料、舗装厚、密度及び平坦性について確認できる証明書、供試体及び写真等の資料を道路管理者に提出し、舗装完了の検査を受けるものとする。その他の工事については、道路管理者の指示により、写真等による検査とすることができるものとする。

なお、舗装完了の検査は、道路管理者の指示する区間とする。

(3) 竣工届の提出

占有者は舗装の本復旧完了後おおむね2週間以内に、道路占用掘削工事竣工届を道路管理者に提出するものとする。

舗装延長が20m以上の場合は舗装復旧図を添付するものとする。

6 その他

(1) 路盤築造後の措置

占有者は、加熱アスファルト混合物又は道路管理者の指示する復旧工法で仮舗装し、舗装体の復旧工事をするまでの間は、その維持修繕に努めるものとする。

(2) 復旧工事完了後の措置

占有者は、舗装完了の検査を受け、合格した日から次の期間中（責任期間）、復旧箇所の維持修繕に努めるものとする。

ア 車道部 12か月

イ 歩道部 6か月

ただし、次に掲げる場合において、道路管理者が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(ア) 災害の防止、事故の復旧等一般の危険を防止するため掘削する場合

(イ) 沿道建築物に対する引込管路線のため掘削する場合

(ウ) その他公共事業等のやむを得ない場合

(3) 道路に与えた損傷等の措置

占用工事及び仮舗装の期間中並びに上記責任期間中において、占用工事の施行に起因して道路に与えた損傷又は第三者に与えた損害については、占有者が措置するものとする。

(4) 占有者が履行すべき事項の道路管理者の代行措置

責任期間中に道路管理者が復旧箇所の修繕を指示した場合は、その指示によるものとする。

占有者が指示事項を履行しない場合又は道路管理者が不十分と認めた場合には、道路管理者が措置し、その費用は占有者が負担するものとする。

(5) 監督事務費

占有者は、規則第19条の規定により、掘削復旧工事完了の検査等に要する監督事務費を負担するものとする。

なお、監督事務費の額は、別に定める道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表により算出した額とする。

(6) 工事に伴う安全対策等

ア 占有者は、その責任において安全対策等を適切に措置するものとする。

イ 工事中は、占有許可書を掲出し、道路監理員の指示に従うものとする。

ウ 工事に際しては、工事内容を記した案内板を掲示するものとする。

エ 道路の使用に関することは所轄警察署の指示に従うものとする。

(7) その他

ア 前各号のほか、道路法、同法施行令、同法施行規則、道路交通法、町田市道路占用規則及びその他関係諸法規に従うこと。

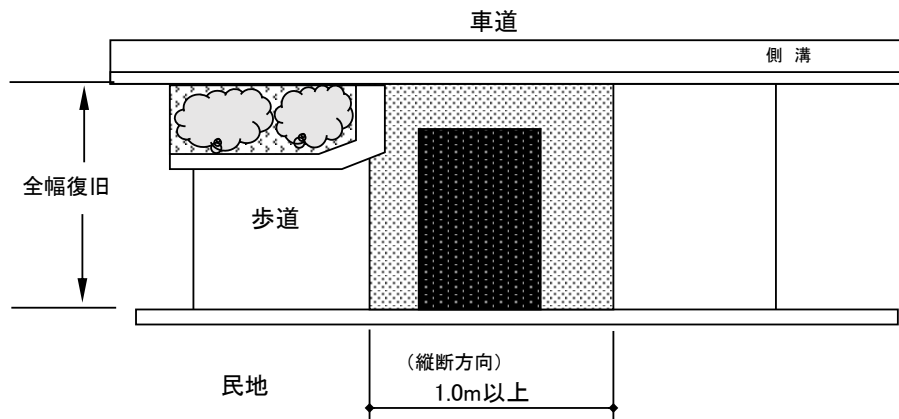
イ この基準に掲げた以外の事項又は疑義を生じた場合は、道路管理者の指示によるものとする。

(別図)

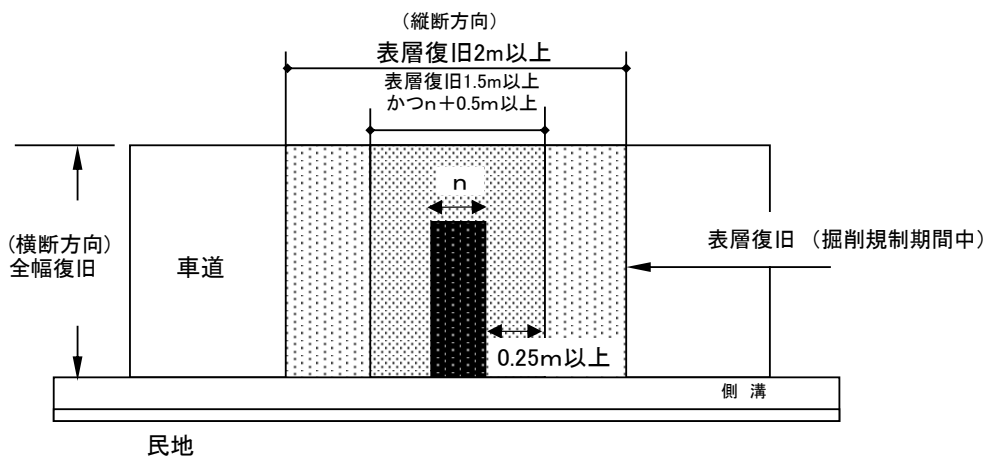
舗装復旧範囲図〔参考図〕

【Ⅰ】横断掘削

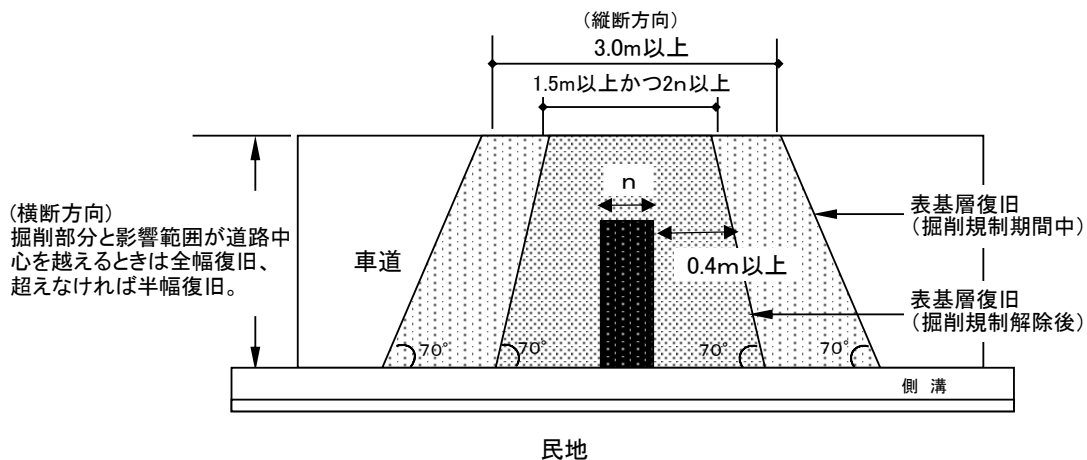
【歩道】(1.0m以上の幅で歩道全幅復旧)



【舗装幅員4m未満】(40型未満)

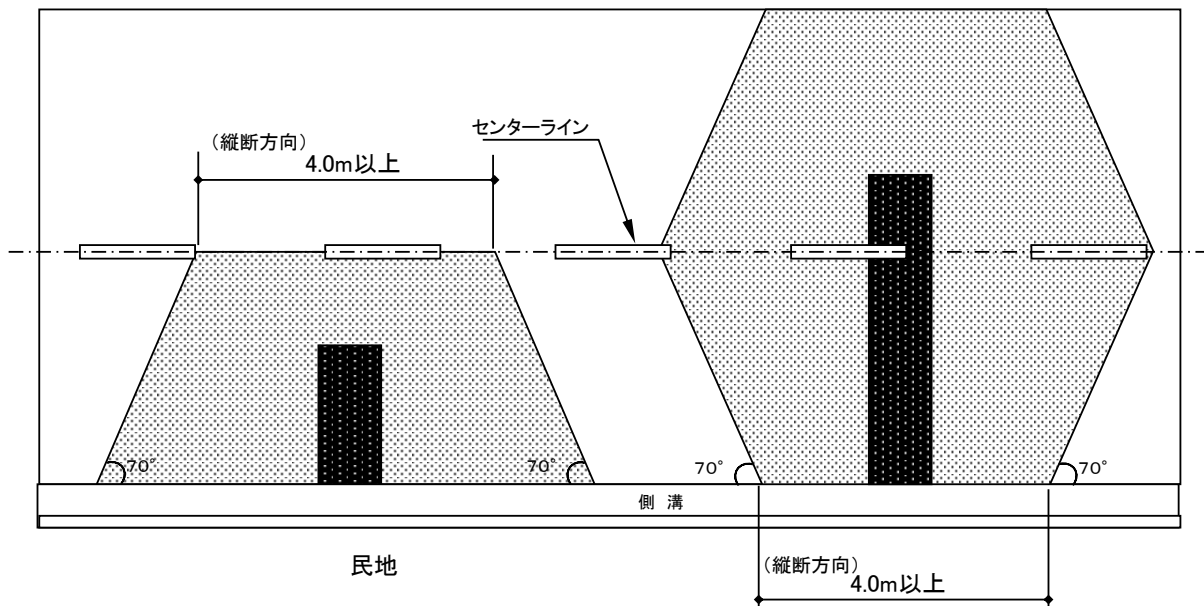


【舗装幅員4m以上】(55型未満40型以上)



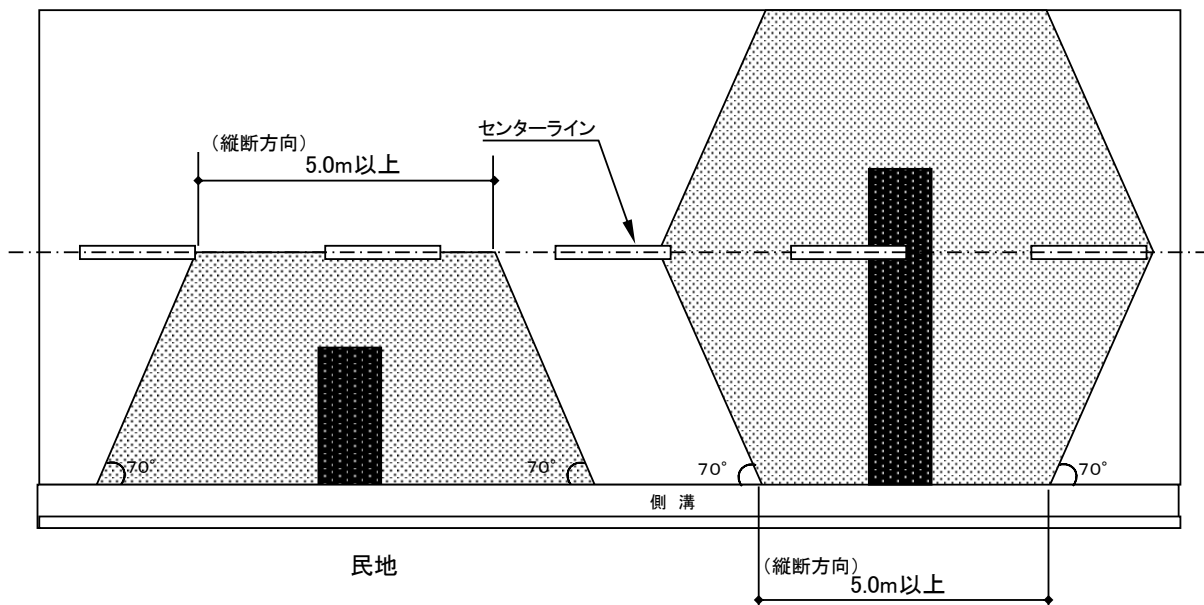
■ ... 掘削部分 ■ ... 表(基)層復旧部分 ■ ... 表(基)層復旧部分 (掘削規制期間中)

【55型及び路線バスが運行する路線】掘削規制の有無にかかわらず下記の復旧



※ 横断方向の掘削部分と影響範囲が道路中心を越えるときは全幅復旧、超えなければ半幅復旧。

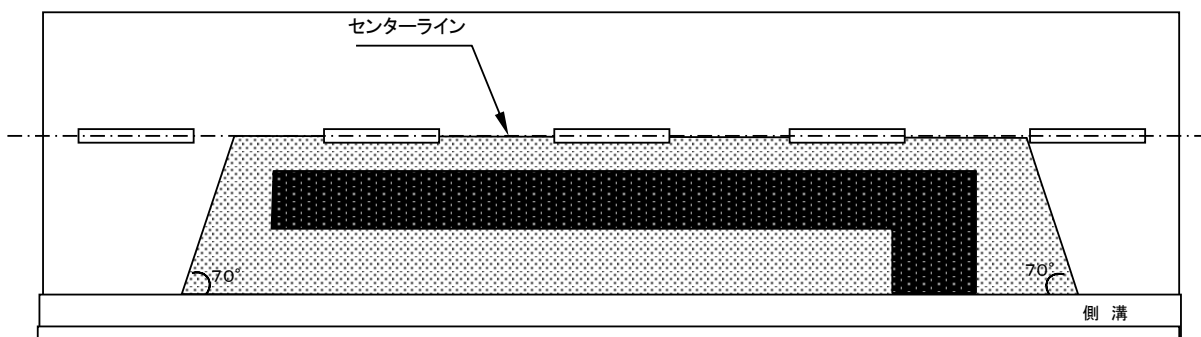
【60型及び都市計画道路】掘削規制の有無にかかわらず下記の復旧



※ 横断方向の掘削部分と影響範囲が道路中心を越えるときは全幅復旧、超えなければ半幅復旧。

 ... 掘削部分
  ... 表(基)層復旧部分

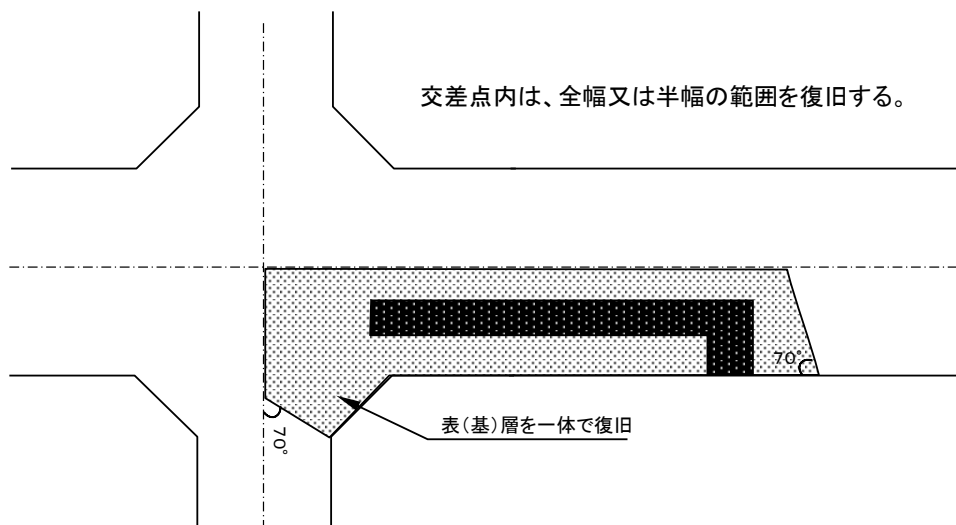
【Ⅱ】縦断掘削等



※ 横断方向の掘削部分と影響範囲が道路中心を越えるときは全幅復旧、超えなければ半幅復旧。

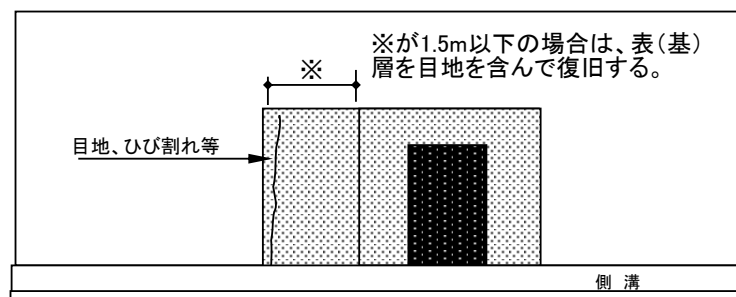
■ … 掘削部分 ▨ … 表(基)層復旧部分

【Ⅲ】交差点(一例)



【Ⅳ】その他

掘削目地、ひび割れ等がある場合

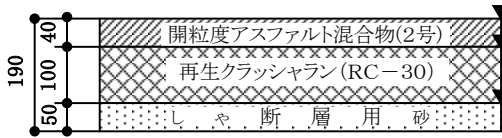


■ … 掘削部分 ▨ … 表(基)層復旧部分

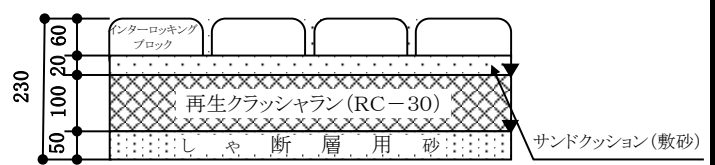
舗装構造図(参考)

【歩道】

アスファルトコンクリート舗装
透水性舗装 19型



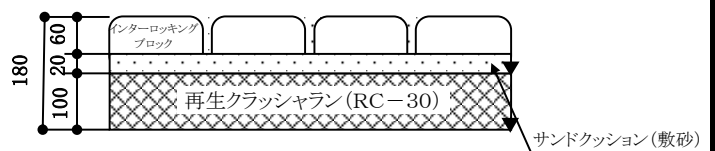
インターロッキングブロック舗装
透水性舗装



非透水性舗装 13型

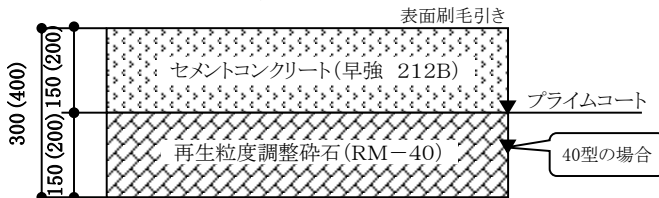


非透水性舗装

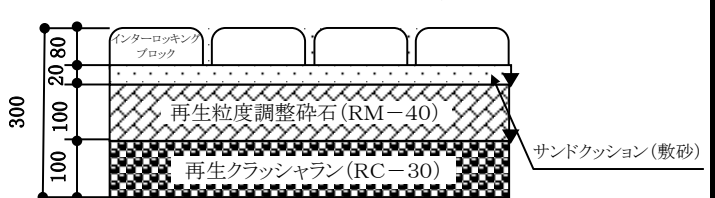


【歩道(車乗入れ)】

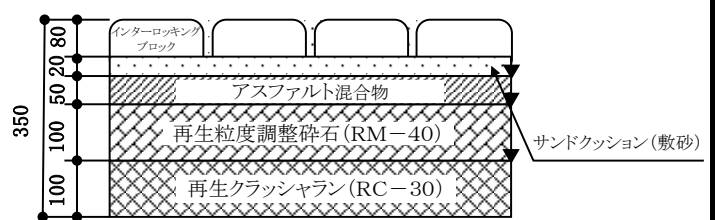
コンクリート舗装 30型(40型)



インターロッキングブロック舗装

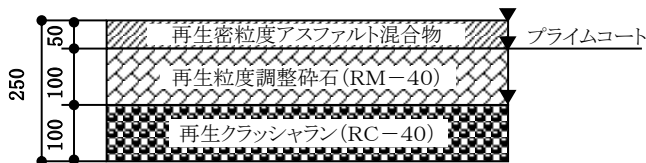


As基礎(車乗入れ部)

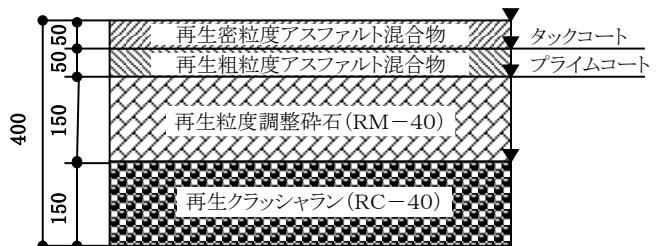


【車道】

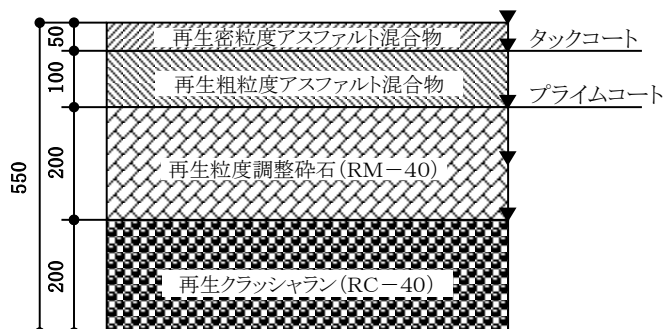
アスファルトコンクリート舗装 25型
舗装幅員4m未満の道路



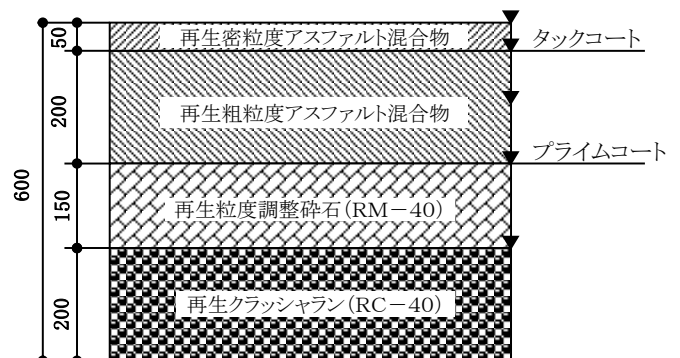
アスファルトコンクリート舗装 40型
舗装幅員4m以上の道路



アスファルトコンクリート舗装 55型
例:バス通り道路

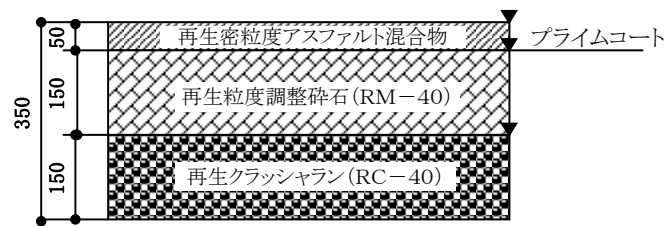


アスファルトコンクリート舗装 60型
例:都市計画道路



【車道(開発等)】

アスファルトコンクリート舗装 35型



- * 現況舗装構造が著しく相違する場合、構造について協議すること。
- * 上記の舗装構造は目安であり、復旧は現況を優先すること。

道路掘削規制図をWEB公開しています

下記のQRコードからWEB記載ページのURLを取得できます。



係	係長	課長
/	/	/

道路占用掘削工事竣工届

年 月 日

町田市長 石坂 丈一 殿

【申請人】
〒 -
住所

氏名

連絡先

下記のとおり、工事が竣工しましたので届け出ます。

許可番号	町道管占第 号	許可年月日	年 月 日
着工年月日	年 月 日	竣工年月日	年 月 日
工 事 件 名	水道管・排水管・ガス・電気・電話・その他		
工 事 場 所	町田市 (車道・歩道)		
施 工 業 者	TEL		
添 付 資 料	許可書の写し・案内図・写真(施工前から本復旧までの段階ごとの写真) 舗装復旧図・その他 (舗装延長 20m以上の現場は、舗装復旧図を必ず添付してください。) 各 1 部		
舗 装 形 態			
掘削影響面積※	m ²	m ²	m ²

※掘削面積と影響面積の合計を記載してください。小数点以下は切捨て表示

備考	